

営農環境整備支援事業のご案内



能登半島地震や奥能登豪雨の被害にあわれた農業者の
営農環境の整備を支援します

支援の内容

以下の取組を行った場合に支援します。

被害内容	支援の対象となる取組	支援単価・補助率 ※1
豪雨により、 ほ場に土砂等 が流入した ※2	①流木や瓦礫、土砂等の 農地からの撤去、均平化を 自ら行う取組	定額補助 上限30,000円/10a
	②農作物残さを自ら処理 する取組	定額補助 上限12,000円/10a
豪雨により、 農業施設・機 械が被災	③被災した納屋・倉庫・パ イプハウス等からの土砂撤 去、清掃	定額補助 上限1,600円/m ² (建築面積)
	④豪雨後の農作業により 故障した農業機械の修理	修理費の 2/3以内 ※修理費上限100万円/戸
豪雨により、 品質低下が懸 念される	⑤堆肥散布等の土づくり	定額補助 上限12,000円/10a
	⑥災害復旧事業開始前の ほ場での病害虫拡散リス ク防止のための除草 ※3	定額補助 上限6,000円/10a/回 ※除草回数上限4回

※1 支援単価は、予算額の範囲内で調整する場合があります

※2 災害復旧事業や農家等手づくり復旧支援事業など他の事業との重複支援は不可

※3 中山間地域等直接支払事業など他の事業との重複支援は不可

申請・実績報告に必要な主な書類

下記の書類が必要です。準備をお願いします。

※以下の書類に加え、市町の被災証明が必要です。

①流木等の撤去、⑤土づくり、⑥病虫害拡散リスク防止のための除草

- ☐被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- ☐取組後の写真
- ☐作業記録（流木除去や土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など）

②作物残さの農地へのすき込み

- ☐水稲共済加入申込書や共済金支払通知書など、令和6年に被害ほ場で水稲を作付けしたことが分かる書類
- ☐取組後の写真
- ☐作業記録（残さ処理などの、作業日時や内容を記録したもの など）

③被災した納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃

- ☐被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- ☐取組後の写真
- ☐作業記録（土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など）
- ☐固定資産税の納付書など、床面積がわかる書類

④豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理

- ☐請求書、領収書 など修理金額がわかる書類
- ☐豪雨後の作業により破損したことの証明

第3回締切 6月20日 最寄りのJAまで

※令和7年7月までに完了する取組は今回できるだけ申請してください
(今後も募集予定)

相談窓口

申請や事業に関するお問合せはお近くの現地相談窓口までご相談ください。

現地相談窓口	所在地	電話番号
JAのと 本店	鳳珠郡穴水町字大町ほの95	0120-338-250
七尾市役所本庁舎	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8005
志賀町役場本庁舎	志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9221
石川県珠洲農林事務所	珠洲市野々江町シ-32	0120-338-760